

岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市長が規則で定める職員を除く。）に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。</p> <p>(1) 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>(2) 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>3 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) <u>第1項</u>の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）</p> <p>(2) 略</p> <p>6・7 略</p> | <p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市長が規則で定める職員を除く。）に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。</p> <p>(1) 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>(2) 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>3 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) <u>第2項</u>の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）</p> <p>(2) 略</p> <p>6・7 略</p> |